

○会津坂下町重度心身障害者医療費の給付に関する条例

昭和49年10月11日条例第30号

改正

昭和55年3月15日条例第11号
昭和58年3月15日条例第4号
昭和60年3月15日条例第4号
昭和61年9月30日条例第20号
平成7年6月23日条例第14号
平成9年6月27日条例第32号
平成10年6月30日条例第15号
平成12年3月21日条例第19号
平成14年12月16日条例第27号
平成15年3月17日条例第4号
平成17年9月20日条例第23号
平成19年3月19日条例第9号
平成20年3月10日条例第13号
平成21年3月17日条例第14号
平成23年3月17日条例第2号
平成25年3月21日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し医療費の一部を給付することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者
 - (2) 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年2月1日付け49児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者
 - (3) 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。）の者
 - (4) 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者かつ現に精神病床に入院していない者及び精神病床から連続して入院の状態にない者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者
 - (6) 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者
- 2 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- 3 この条例において「保険者等」とは、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により医療に関する給付を行う国、地方公共団体、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、事業団又は

後期高齢者医療広域連合をいう。

4 この条例において「重度心身障害者医療費」とは、次の各号に掲げる額から保険者等の負担による附加給付等の額を控除した額をいう。

(1) 重度心身障害者が保険医療機関等について医療を受ける際、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により、当該保険医療機関等に支払わなければならない一部負担金又は費用徴収金でかつ別表に定める額。ただし、保健福祉手帳所持者にあつては、精神疾患による入院に係る費用を除く。

(2) 前号の一部負担金又は費用徴収金の保険者等が負担すべき高額療養費がある場合は、規則で定めるところにより算定した額

(医療費の給付)

第3条 会津坂下町は、町の区域内に住所を有する重度心身障害者に規則で定める手続きに従い重度心身障害者医療費（以下「医療費」という。）を給付する。ただし、次のいずれかの入所、入院又は入居（以下「入所等」という。）をしている重度心身障害者については、その者が当該入所等の前に住所を有した市町村（継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者にあつては、最初の入所等の前に住所を有した市町村）にこれを含める。

(1) 病院又は診療所への入院

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設への入所（同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第12項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所

(4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第22項に規定する介護保険施設への入所

(7) 障害者総合支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮を除く。）への入所

(8) 障害者総合支援法第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助を行う住居への入居

(給付の制限)

第4条 前条に規定する重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は給付をしない。

(1) 前年の所得（前年の所得が未確定の場合は、前前年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。）第6条の4第1項に定める額を超えるとき。

(2) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は、前条に規定する者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として、前条に規定する者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて旧政令第5条の4第2項に定める額以上であるとき。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けられる資格がありながら、その認定を受けていない者（認定を受けた後、その認定申請を撤回した者を含む。）について、総医療費の1割を超えるもの。ただし、第2条第4項第2号の規定により算出された額がある場合は、高齢者の医療の確保に関する法律

施行令（平成19年政令第318号）第15条に定める額を超えるとき。

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定に基づく被支援者が同条第2項第3号の支給を受けたとき。

（譲渡又は担保の禁止）

第5条 重度心身障害者医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（第三者行為による医療費の返還）

第6条 町長は、重度心身障害者が第三者の行為により疾病又は、負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は、負傷につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として医療費の返還を求めることができる。

（不正行為による医療費の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正の行為によって医療費の給付を受けた者があるときは、その者から当該給付を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

（超過給付額の返還）

第8条 町長は、医療費の給付を受けた者の属する世帯が医療保険各法の規定による高額介護合算療養費の給付を受けた場合において、当該高額介護合算療養費の計算期間内に給付した医療費の額が当該計算期間内における自己負担額を超えることとなったときは、当該超えることとなった額に相当する額（以下「超過給付額」という。）の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により超過給付額の返還を命じられた者が、返還すべき額の全部又は一部を返還しない場合において、その者に対して新たに給付すべき医療費があるときは、当該返還すべき額を限度として、当該医療費と返還すべき額とを相殺することができる。

附 則

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月15日条例第11号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の会津坂下町重度心身障害者医療費の給付に関する条例第4条の規定は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和60年3月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第4項第2号の規定は、昭和60年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（昭和61年9月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1号及び第2号の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成7年6月23日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日以後の医療行為に係る給付から適用する。

附 則（平成9年6月27日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第3号及び第4号の規定は、平成9年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成10年6月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成12年3月21日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成14年12月16日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成14年10月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成15年3月17日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成15年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成17年 9 月20日 条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、別表の改正規定は、平成17年10月 1 日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成19年 3 月19日 条例第 9 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月10日 条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の会津坂下町重度心身障害者医療の給付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の受診に係る医療費の給付から適用し、同日前の受診に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月17日 条例第14号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月17日 条例第 2 号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日 条例第16号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

	重度心身障害者医療費
医療保険各法に定める負担額	外来 医療保険各法に定める一部負担金の額 入院 医療保険各法に定める一部負担金の額
その他医療に関する法令等の規定による負担額	障害者総合支援法第 5 条による自立支援医療に係る負担金の額 その他公費負担医療に係る負担金の額